

『グローバルビジネスジャーナル』執筆・投稿規程

2014年7月1日制定

[総則]

1. 【目的】

本規程は、グローバルビジネス学会の学会誌である『グローバルビジネスジャーナル』に掲載される論文の執筆、及び査読付き論文の投稿・審査について定めたものである。

2. 【論文の種類】

A) 『グローバルビジネスジャーナル』に論文として掲載される原稿は、次の1~4の4種類である。

1. 招待論文
2. 自由論題（査読付き投稿論文）
3. 公募による特集論文（Call for Papers方式による査読付き投稿論文）
4. 事例研究

B) 本規程の定めは、特段の指示のない限りすべての論文に適用される。ただし、投稿及び査読審査に関する事項は、査読付き投稿論文および事例研究にのみ適用される。

3. 【学問分野・研究領域】

A) 『グローバルビジネスジャーナル』に掲載される論文は、グローバルビジネス学会の研究目的と合致した学問分野・研究領域の論文とする。特集論文のテーマは、編集委員会が定める。

B) 編集委員会は、特集論文の編集にあたってアドホックに追加の編集委員を選任することがある。

4. 【著作権の取り扱い】

A) 『グローバルビジネスジャーナル』に掲載された論文の著作権（著作権法第27条、第28条に定める権利を含む）はグローバルビジネス学会に帰属（譲渡）する。

B) すべての論文の執筆者は、別途定める著作物利用許諾契約書の内容を理解し、論文の掲載までに同契約を締結しなければならない。

C) 前項の契約を締結しない場合、当該論文は、投稿論文については取り下げられたものとみなし、依頼論文については担当編集委員が原稿執筆者に契約締結を促す。

5. 【原稿料・発行形態】

A) 招待論文については、執筆者がグローバルビジネス学会員でない場合のみ、編集委員会

が定めた原稿料を支払うことがある。

B) 『グローバルビジネスジャーナル』は電子ジャーナルであり、紙媒体の論文集は発行しない。

[投稿及び査読審査]

6. 【投稿資格】

A) 査読付き投稿論文及び事例研究の投稿資格は、グローバルビジネス学会一般会員または学生会員（以下個人正会員とする）であることとし、共著論文の場合は、共著者のうち少なくとも1名が個人正会員でなければならない。

B) 前項の規定にかかわらず、非会員であっても、投稿時点までに個人正会員としての所定の入会申し込みを行い、年会費相当額の前払金の納付が確認できた場合には、入会承認以前であっても個人正会員に準じた取扱いを行う。

C) 投稿論文掲載までの期間に個人正会員としての資格を喪失した場合や、2年以上の年会費未納が生じた場合には、当該投稿は取り下げられたものとみなす。

7. 【受付日】

A) 『グローバルビジネスジャーナル』に掲載される査読付き投稿論文には、受付日が記される。

B) 受付日とは、『グローバルビジネスジャーナル』編集係が投稿された論文を受け取った日付である。

8. 【投稿期限】

A) 自由論題へ投稿された論文については、受稿した順番に随時審査プロセスを開始する。

B) 公募による論文特集の応募期限は、グローバルビジネス学会ホームページ等（『グローバルビジネスジャーナル』誌面）で告知する。

9. 【使用言語】

投稿論文は、すべて日本語または英語で書かれていなければならない。その他の言語での投稿は原則として認めない。英語の場合、論文としての審査水準に達していない（英文が論文として適さない）場合は、投稿を受け付けないことがある。

10. 【未公刊の原則】

A) 査読付き投稿論文は、執筆者のオリジナルの未公刊学術論文でなければならない。

B) 他の雑誌への重複投稿は認めない。投稿をもって重複投稿なきことの申請とし、編集委員会及びシニアエディター（以下、SE）による重複投稿の確認は行わない。重複投稿による争訟の責任は全て執筆者が負う。

C) 『グローバルビジネスジャーナル』において投稿審査中の論文を他の雑誌に投稿する場合、事前に編集委員会に対して投稿の取り下げの申請を行わなければならない。

11. 【投稿方法】

A) 査読付き投稿論文の投稿は、原則として電子メールで送付することとする。

B) 投稿アドレスは、以下の通りとする。

paper.info@s-gb.net

C) 投稿者には、『グローバルビジネスジャーナル』編集係から受稿通知が電子メールによって行われる。

12. 【投稿パッケージ】

A) 査読付き投稿論文の投稿は、以下のすべてが含まなければならない。

① 論文原稿（PDF 形式）

② フェース・シート1部（グローバルビジネス学会ホームページから様式を入手すること）

B) フェース・シートと論文本文はそれぞれ異なる PDF ファイルを作成すること。

13. 【フェース・シート】

投稿者は、所定のフェース・シートに執筆者と論文に関する情報を正しく記入しなければならない。また、2名以内の査読候補者の希望を伝えることができる。ただし、希望通りの査読者が割り当てられないことがある。

14. 【審査方法】

A) 編集委員会は、投稿論文の迅速な審査のために、個別の投稿論文審査の権限をシニア・エディター（SE）に委託する。

B) 投稿論文は、次の2段階の審査が行われる。

① コミットメント審査：投稿論文について査読審査開始の可否を決定する前段階の審査。SEが投稿論文の査読審査開始を可とすることを「コミットする」といい、コミットしたSEが当該論文の担当SEとなる。

② 査読審査：後段階に行われるSE及び匿名レフェリーによる査読による審査。

C) 公募による特集論文においては、特集編集担当の編集委員がSEの役割を行う。SEの役割を行う編集委員には、3に規定するアドホックに選任された編集委員も含まれる。

15. 【シニア・エディターの役割】

SEは、以下の役割を行う。

A) コミットメント審査

- B) 査読審査における査読者（レフェリー）の選定と査読結果の総合的な判断
- C) 投稿者に通知するための論文修正事項の取りまとめ、あるいは論文リジェクト意見の作成

16. 【形式不備によるリジェクト】

編集委員会は、以下のような場合にコミットメント審査以前に形式不備によるリジェクトを行うことがある。

- A) 投稿時点において、別途定める原稿作成の手引きを遵守していない論文
- B) 論文ページ数が 12 ページを超過する論文
- B) 投稿パッケージの不備。
- C) フェース・シートの記入漏れ。
- D) 原稿中に執筆者名、あるいは執筆者が特定可能な情報が含まれる場合。
- E) その他、編集委員会が審査に支障をきたすと判断した場合。

17. 【審査プロセス】

A) 自由論題に投稿された論文は、以下の審査プロセスを経る。

- ① 編集委員会執行部（正副編集長及び編集幹事）による SE 候補の選定
- ② SE 候補に対するコミットメント審査の打診（2 人まで）
- ③ コミットした SE による査読審査プロセスの開始
- ④ SE によるレフェリー選定と査読依頼
- ⑤ 査読結果をもとに SE による査読審査結果の決定と投稿者への回答

B) 公募による特集論文に投稿された論文は、以下の審査プロセスを経る。

- ① 当該特集を担当する編集委員をもって構成される特集編集チームによる 1 次審査
- ② 1 次審査通過論文について SE の役割を行う担当編集委員の割り振り
- ③ 担当編集委員による査読審査プロセスの開始
- ④ 担当編集委員によるレフェリー選定と査読依頼
- ⑤ 査読結果をもとに特集編集チームによる査読審査結果の決定と投稿者への回答

18. 【SE 候補の選定】

編集委員会執行部は、自由論題に投稿された論文の学問分野・研究領域を考慮の上、SE 候補を選定する。

19. 【コミットメント審査】

A) SE 候補には、執筆者情報（氏名・所属等）を伏せた状態で投稿論文原稿が送付される。

SE 候補は、送られた原稿を審査し、査読審査プロセスを開始するかの判断を行う。SE 候補がコミットメントを行い、査読審査プロセスの開始が決定した後、SE に執筆者情報が開示される。

B) SE 候補が、査読審査プロセスの開始に先立って、投稿論文が掲載可能レベルに到達できそうにないと判断した場合、編集委員会を経て、リジェクトすることができる。

20. 【論文受稿の通知】

A) 論文を受稿した場合、『グローバルビジネスジャーナル』編集係から投稿者宛にその旨を通知する。以後、投稿者からの問い合わせ窓口は担当 SE とする。

B) 論文受稿の通知が行われるまでの期間、投稿者からの問い合わせ窓口は『グローバルビジネスジャーナル』編集係とする。

21 【査読審査】

A) SE は 2 名以上のレフェリーを選定して、査読を依頼する。

B) 査読はダブル・ブラインドによって行い、投稿者はレフェリーを、レフェリーは投稿者をそれぞれ特定できないように行う。

C) SE はレフェリーへの査読依頼に先立って、投稿者に原稿の修正を求めることができる。

D) コミットメントから査読審査結果通知までの標準の審査期間は 2 カ月とする。

E) SE は必要に応じて追加のレフェリーを指名することができる。

22 【査読審査結果】

A) SE は査読審査後に以下のいずれかの審査結果をその理由とともに投稿者（代表連絡者）に通知する。

- ① 採択（アクセプト）
- ② 修正後採択（マイナー・リビジョン）
- ③ 修正後再審査（メジャー・リビジョン）
- ④ 掲載不可（リジェクト）

B) 「修正後採択」あるいは「修正後再審査」の場合、SE は投稿者にレフェリーのコメントを伝えるだけでなく、どのような方向の改訂が望ましいのか、レフェリーのコメントのうちのどの部分に特に注意を払うのが望ましいのか、また SE が独自にコメントする場合にはそのコメントを添えるなど、投稿者による論文改訂の方向付けを行い、掲載可能レベルに引き上げるための努力を行う。

C) SE による修正の指示から 1 年以内に特段の理由なく修正稿を提出しなかった場合は、編集委員会は当該論文をリジェクトすることがある。

23 【論文掲載と掲載料】

- A) 論文が採択された後、投稿者は謝辞等採択後に追記する内容を追記した完成原稿と著作権譲渡契約書を『グローバルビジネスジャーナル』編集係に送付する。
- B) 投稿された完成原稿が論文作成の手引きに従っていない場合、編集委員会が著者に論文修正を求めることがある。
- C) 論文掲載料は論文1ページ当たり3000円とする。
- C) 論文が採択された場合、著作権契約書の送付、論文掲載料の支払い、および完成原稿の受理が確認されれば、逐次、電子ジャーナルに論文が掲載される。

24 【リジェクト原稿の取り扱い】

- A) 掲載不可と判断された論文は、大幅な修正を行わない限り『グローバルビジネスジャーナル』に再投稿することはできない。大幅な修正を行った後に投稿された論文は、新規投稿として扱われる。
- B) 前項の規定にかかわらず形式不備によるリジェクトは、形式要件が整い次第、再投稿することができる。

25 【編集委員会メンバーの取り扱い】

- A) 編集委員会によるSE候補選定プロセスにおいて、SE候補となる可能性のある執行部メンバーには、執筆者情報を開示しない。
- B) 編集委員会のメンバーによる投稿が行われた場合、当該メンバーはSE候補選定を含むすべての審査プロセスに参加しない。

[付則]

26. 【本規程の改廃】

本規程の改廃は編集委員会の決定によって行われる。

27. 【本規程の施行・経過規定】

- A) 本規程は2014年7月1日より施行する。
- B) 本規程施行前に投稿された論文については、投稿者の不利益にならない範囲で本規程を援用する。